

生成AIプリンシプル・コード（仮称）の全体像と企業の実務対応

政府の検討会は、生成AI事業者向けの行動規範「生成AIプリンシプル・コード（仮称）」を事実上了承しました。
法的拘束力のない「コンプライ・オア・エクスプレイン」方式を採用し、透明性と知的財産保護を求めています。

プリンシプル・コードを構成する「3つの原則」

企業の知財・法務部門が今すぐ取り組むべき対応



原則1：学習データの概要開示

学習データの種類やモデル情報を、コーポレートサイト等で事前に公開する。



原則2：権利者からの照会対応

訴訟等を準備する権利者からの、特定データが含まれるかの照会に回答する。



原則3：AI利用者への回答

利用者からの照会に対し、法的手続きに用いない誓約を条件に回答を行う。



対象事業者の判定

自社が「公衆にAIを提供する開発者・提供者」に該当するかを再確認する。



開示項目の棚卸しと整備

原則1に備え、モデルカードや利用規約と開示項目のギャップを分析・整備する。



権利者照会窓口の設置

権利者からの問い合わせに対し、本人確認や誓約書の取得を含む運用フローを構築する。